# 保育所保育指針の構成

| 現 行 (局長通知) 前文 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画 (2) 保育の計画 (3) 保育の環境 (4) ならい及び内容 (5) 保育の計画 (6) 保育の計画 (7) 保育の計画 (7) 保育のが表表的表社 (8) 保育のの環境 (8) 保育のので構成の基本方針の「ねらい及び内容」は第3条育所の社会的表社 (2) 保育の計画 (3) 保育の環境 (3) 保育の環境 (3) 保育の計画 (4) ならい及び内容 (5) 保育の計画 (7) 保育の計画 (7) 保育のが表現の基本方針の「ならい及び内容」は第3条)・2 保育のの投稿域の基本方針の「ならい及び内容」は第3条件ではる乳幼児を保育、最善の利益を尊重 (2) 保育の計画 (2) 保育の計画 (2) 保育の計画 (5) 保育のが提覧・2 保育所の役割・機能 (7) 保育のの権域・(8) 保護・(8) 保証・(8)  |
|---|
| 第1章 総則 前文 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方 針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画 (2) 保育の計画 (3) 保育の配性会的責任 (4) ない及び内容 (5) 保育の計画 (6) ない及び内容 (7) ない及び内容 (7) ない及び内容 (8) 保育の計画 (7) ない及び内容 (8) 保育の計画 (7) ない及び内容 (8) 保育の計画 (8) 保育のが決し、 (3) 保育のが決し、 (3) 保育のが決し、 (4) では、 ( |
| 3 保育所の社会的責任<br>〇情報公開、苦情解決、個人情報保護関係  |

# 現行 第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助 3 ねらい 4 内容

# 改 定 案(たたき台)

#### 第2章 子どもの発達

- 1 子どもと大人との関係
- 2 子どもと子どもの関係
- 3 子どもの生活と発達の援助

# 第3章 ~ 第10章

発達過程区分ごとの保育の内容 6か月未満児、6か月から1歳3か月未 満児、1歳3ヶ月から2歳未満児、

2、3、4、5、6歳児 の8区分

- 1 発達の主な特徴
- 2 保育士の姿勢と関わりの視点
- 5 配慮事項

# 第3章 保育の内容

- 1 ねらいと内容
- 2 3歳未満児の保育
  - (1)保育のねらい
  - (2)保育の内容
  - (3)子どもへの関わり
- 3 3歳以上児の保育
  - (1)保育のねらい
  - (2)保育の内容
  - (3)子どもへの関わり
- 4 保育の実施上の留意点
  - (1)保育の形態及び環境
  - (2) 障害児保育
  - (3)長時間保育
  - (4) 小学校等との連携
  - (5) 地域との連携

#### 第2章 子どもの発達

発達の特性・課題、環境や保育士等との関係性(相互作用)、 発達と遊びとの関係性、乳・幼児期の教育のあり方

#### |第3章 保育の内容|

### ●変更点

- ・八つの章を一つの章に一本化
- 「3歳未満児」と「3歳以上児」とに大括り化
- ・「3歳未満児」から「3歳以上児」への接続
- ・「保育士の姿勢と関わりの視点」と「配慮事項」は 「子どもへの関わり」に一本化
- ・発達過程区分ごとの「発達の主な特徴」、「ねらい」、 「内容」、「配慮事項」は解説で記述
- ・第11章の一部を移行し、保育の実施上の留意点を 新設

# |1 ねらいと内容

- 〇発達過程区分の考え方の明確化
- ○養護の視点、教育の視点の明確化
- ○5 領域間の相互関連性

# 2~3 3歳未満児及び3歳以上児の保育

- ○養護と教育の一体性の重視
- ○3歳以上児の教育は幼稚園教育要領と整合性

# 4 保育の実施上の留意点

- 〇保育の形態(異年齢保育等)及び環境に配慮
- 〇障害児保育(特に発達障害)、長時間保育の対応
- ○幼稚園・小学校との相互交流、情報交換など
- ○地域の関係機関等との関係構築、社会資源の活用など

| 現の行  | 改  | 定 案(たたき台)  |
|--|--|--|
| 第11章 保育の計画作成上の留意<br>事項<br>1保育計画と指導計画<br>2長期的指導計画と短期的指導<br>計画の作成<br>33歳未過期の指導計画<br>43歳以の指導計画<br>5異年のの指導計画<br>5異年の協力による<br>6職員の地域社会との連携<br>7家定校との関係<br>9時間にわたる保育<br>10長時間動の評価・改善<br>12指導計画の評価・改善 | 第4章 保育の計画及び評価等<br>1 保育の計画<br>2 保育の評価   | <ul> <li>第4章 保育の計画及び評価等</li> <li>変更点</li> <li>・第11章の一部を第3章へ移行</li> <li>・計画作成上の留意点は解説で記述</li> <li>1 保育の計画</li> <li>○保育計画・指導計画の作成及び記録作成</li> <li>2 保育の評価</li> <li>○PDCAの視点、自己評価・点検・公表</li> </ul> |
| 第12章 健康・安全に関する留意<br>事項<br>1日常の保育における保健活動<br>2健康診断<br>3予防接種<br>4疾育の財産<br>5保育の環境保健<br>6事故がよる対応<br>5保育のがよる対応<br>7虐待などの対に<br>8乳児保育にとの連携  | 第5章 健康及び安全 1 健康の管理 (1)日常の保健活動 (2)健康診断 (3)疾病異常等への対応 2 安全管理及び衛生管理 (1)所内外の活動における安全 管理、衛生管理 (2)虐待への対応 3 食育 | <ul> <li>第5章 健康及び安全</li> <li>●変更点 ・第12章の項目を整理統合 ・「食育」の新設</li> <li>1 健康の管理 ○医療的ケアや与薬等の取扱、健康診断の実施 ○病児・病後児保育の対応</li> <li>2 安全管理及び衛生管理 ○事故予防、災害等の対応、虐待の早期発見・対応</li> <li>3 食育 ○食育の取組</li> </ul>     |

| 18 仁  | <b>3</b> h  | ウ・タ(たたキム)  |
|---|---|--|
| 現 行   | 以   | _ 定 案(たたき台)<br>-   |
| 第13章 保育所における子育で支援及び職員の研修など<br>1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応<br>(1)障害のある子どもの保育<br>(2)延長保育、夜間保育など<br>(3)特別な配慮を必要とする<br>子どもと保護者への対応<br>2 地域における子育で支援<br>(1)一時保育<br>(2)地域活動事業<br>(3)乳幼児の保育に関する相<br>談・助言<br>3 職員の研修等 | 1 入所児童の保護者に対する支援<br>(1)子育てカの向上支援<br>(2)仕事と家庭の両立支援<br>2 地域の子育て支援 | <ul> <li>第6章 保護者に対する支援 ●変更点 ・第13章の「子育て支援」部分を「保護者に対する支援」として整理 ・「保護者に対する支援」を「入所児童の保護者に対する支援」と「地域の子育て支援」に区別</li> <li>1 入所児童の保護者に対する支援 ○育児や親子関係に関する相談・助言など ○延長保育等の特別保育の実施(就労支援)</li> <li>2地域の子育て支援 ○育児や親子関係に関する相談・助言など ○場の提供(一時保育、親子交流、保育体験、サークルづくり)</li> <li>○関係機関との連携</li> </ul> |
|   | 第7章 職員の資質向上<br>1 施設長の役割<br>2 職員の研修、自己研鑽                         | <ul> <li>第7章 職員の資質向上</li> <li>●変更点</li> <li>・第13章の「職員の研修」を「職員の資質向上」として整理</li> <li>・施設長の役割を明確化</li> <li>1 施設長の役割</li></ul>  |